

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>題名 大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(消防水利等) 第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(2) 防火水槽 ア 構造 (ア) <u>現場打ち鉄筋コンクリート製又は二次製品（消防庁長官又は消防庁長官が指名した者が認定したものに限る。）の地下有がい式とし、20トンの荷重に耐え、かつ、漏水のおそれのない構造とする。また、容量は40立方メートル以上とする。</u> (イ) <u>直径60センチメートル以上の吸管投入口を頂版部に2箇所設け、いずれか一方は点検管理のため、耐食性を有するトラップ等を設ける。</u> (ウ) <u>頂版部に設ける吸管投入口の直下に集水ピットを設け、その大きさは原則として一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上、深さは50センチメートル以上とする。ただし、規定水量以上吸水できる場合はこの限りではない。</u> a <u>削除（移動）</u> b <u>削除（移動）</u> c <u>削除（移動）</u> d <u>削除</u></p>	<p>題名 大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(消防水利等) 第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(2) 防火水槽 ア 構造 (ア)現場打ち又は二次製品（消防庁長官又は消防庁長官が指定した者が認定したものに限る。）の地下有がい式とし、20トンの荷重に耐え、かつ、漏水のおそれのない構造とする。 (イ)給水装置及び底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。以下同じ。）を有する構造とする。 (ウ)直径60センチメートル以上の円形吸管投入口を頂版部に2箇所設け、いずれか一方は点検管理のため、耐食性を有するトラップ等を設ける。ただし、消防ポンプ自動車容易に部署できない場合は、次の採水口を設置する。この場合において、吸管投入口は1箇所とすることができる。 a 採水口は、2口式とスタンド型又は壁面埋め込み型とする。 b 採水口の高さは、地盤面から0.5メートルから1メートルまでとする。 c 採水口の配管口径は直径100ミリメートルとし、腐食に耐える材質を用いるとともに、取水部は底設ピット内に配管する。</p>

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>e 削除（移動）</p> <p><u>(エ) 水槽底の深さは、ピット部分を除き地表面から4.5メートル以内とする。</u></p> <p><u>(オ) 防火水槽のふたは、別図第 7 を標準とする。</u></p> <p><u>(カ) 建物の基礎（く体）を 2 槽以上利用した場合は、壁体下部に通水口（直径15センチメートル以上）を、壁体上部に通気口（直径10センチメートル以上）及び一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上の人通口をその下端が底版から50センチメートル以下となるように設ける。</u></p> <p><u>(キ) 吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。</u></p> <p><u>(ク) 前項ア(キ)の場合は、水槽内の水をすべて吸水するために集水ピットを設けることとし、その大きさは原則として縦60センチメートル以上、横100センチメートル以上、深さ50センチメートル以上とすること。ただし、規定水量以上集水できる場合は、この限りでない。（別図第 8）</u></p> <p><u>(ケ) 点検口は、点検に際し支障のない位置とすること。また、点検口に設けるマンホール鉄蓋は、原則として防水型とし、容易に開放できない構造とすること。</u></p>	<p>d 落水防止のため取水部に逆止弁（フート弁）を取り付ける。</p> <p>e 連結送水管が設置される場合は、送水口の直近に採水口を設ける。</p> <p>(エ) 吸管投入口に通気部分が設けられていない場合は、通気管（直径100ミリメートル）を壁体上部に設ける。</p> <p>(オ) 底設ピットは吸管投入口の直下に設け、その一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さは50センチメートル以上とする。(カ) 水槽底の深さは、既設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内とする。</p> <p>(キ) 防火水槽のふたは、別図第 4 を標準とする。</p> <p>(ク) 建物の基礎（く体）を 2 槽以上利用した場合は、壁体下部に連通管（直径15センチメートル以上）を、壁体上部に通気管（直径10センチメートル以上）及び一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上の人通口を設ける。</p>
<p>イ 採水口</p> <p><u>(ア) 消防ポンプ自動車容易に部署できない場合は、次の採水口を設置する。この場合において、吸管投入口は 1 箇所とすることができる。</u></p> <p><u>a 原則として、20立方メートル当たり 1 口以上を設けることとし、スタンド型又は壁面埋め込み型とする。</u></p> <p><u>b 採水口の高さは、地盤面から0.5メートルから 1メートルまでとする。</u></p> <p><u>c 採水口の配管は、口径直径100ミリメートルとし、腐食に耐える材質を用いるとともに、取水部は底設ピット内に配管する。</u></p> <p><u>d 連結送水管が設置される場合は、送水口の直近に採水口を設ける。</u></p> <p><u>e 採水口の材質は、JISH5111（青銅铸件）に適合するもの又は、これと同等以上のものとする。結合部は呼び径75ミリメートルのめねじとし、JISB 9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合する</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>こと。</u></p> <p>f <u>覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。（別図第 9）</u></p> <p>ウ <u>導水管</u></p> <p><u>（ア）導水管は次によること。</u></p> <p>a <u>原則として採水口 1 口ごとの単独配管（口径100ミリメートル以上）とすること。</u></p> <p>b <u>標準の消防車を使用して、毎分 1 立方メートル以上の取水ができるように設計すること。</u></p> <p>c <u>吸水口は集水ピット内とし、集水ピット底面より20センチメートル程離すこと。吸水口相互間は50センチメートル以上離し、先端に耐食性のストレーナーを設けること。</u></p> <p>d <u>材質は、JISG 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又は、これと同等以上のものとする。</u></p> <p>e <u>架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。</u></p> <p>f <u>埋設配管する部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。</u></p> <p>g <u>必要に応じ「導水管」と表示する。</u></p> <p>h <u>導水管の横引配管の長さは20メートル以内とする。（別図第10）</u></p>	<p>追加</p>
<p>エ <u>通気管</u></p> <p><u>（ア）通気管は次によること。</u></p> <p>a <u>口径は、1 0 0 ミリメートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>立ち上げ高さは2メートル以下とし、先端は1 8 0 度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。</u></p> <p>c <u>材質は、JIS K 6741（硬質塩化ビニール管（VP）及びJIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等のものとする。なお、G 3452を使用する場合は、前ウ（ア）e 及び f の例によること。</u></p> <p>d <u>通気管には、「防火水槽・通気管」と表示すること。</u></p>	<p>追加</p>
<p>オ <u>主要構造材料等</u></p> <p><u>現場打ち鉄筋コンクリート製防火水槽の主要構造材料等は、次のとおりとする。</u></p>	<p>イ <u>主要構造材料等</u></p> <p><u>現場打ち防火水槽の主要構造材料等は、次のとおりとする。</u></p>

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(ア)コンクリートの圧縮強度（4週圧縮強度）は、24ニュートン／平方ミリメートル以上とする。</p> <p>(イ)主鉄筋及び配力鉄筋は、原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋とし、鉄筋量を1,600キログラム以上使用する。</p> <p>(ウ)鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又はさび止め処理を施す。</p> <p>(エ)頂版等のく体の厚さは、20センチメートル以上とする。</p>	<p>(ア)コンクリートの圧縮強度（4週圧縮強度）は、24ニュートン／平方ミリメートル以上とする。</p> <p>(イ)主鉄筋及び配力鉄筋は、原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋とし、鉄筋量を1,600キログラム以上使用する。</p> <p>(ウ)鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又はさび止め処理を施す。(エ)頂版等のく体の厚さは、20センチメートル以上とする。</p>
<p>カ 設置場所</p> <p>設置場所は、<u>消防ポンプ自動車</u>が容易に部署できる位置から4メートル以内とする。ただし、やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の厚さについて町消防長と協議しなければならない。</p>	<p>ウ 設置場所</p> <p>設置場所は、前面道路から4メートル以内とし、消防ポンプ自動車容易に部署できる位置とする。ただし、やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の厚さについて町消防長と協議しなければならない。</p>
<p>第5条（3）～第5条（6）省略</p>	<p>第5条（3）～第5条（6）省略</p>
<p>(7)検査</p> <p>防火水槽は、<u>配筋検査（現場打ちの場合）、内寸検査、水張り検査（水槽を満水にした後、1週間ごとの水位を4週間分記録して提出する）後、揚水検査を実施して完了とする。</u></p>	<p>(7)検査</p> <p>防火水槽は、水槽位置検査、水槽内部等の検寸検査、水槽を満水にした後にふた等の出来高検査の1箇月経過後に漏水検査を実施して、検査完了とする。</p>
<p>(8)消防活動用空地</p>	<p>(8)消防活動用空地</p>
<p>第5条（8）ア～オ省略</p>	<p>第5条（8）ア～オ省略</p>
<p>カ 所在看板は、<u>別図第13</u>を標準とする。</p>	<p>カ 所在看板は、別図第7を標準とする。</p>
<p>第5条（8）～第7条省略</p>	<p>第5条（8）～第7条省略</p>
<p>別表1～4省略</p>	<p>別表1～4省略</p>